

新旧対照表

(関税定率法基本通達)

新	旧
(製造工場の承認申請書の添付書類) 13 - 5 製造工場の承認の申請に際し、承認申請書に添付すべき書類及びその取扱いについては、次による。 (1) 承認申請書に添付すべき書類は、原則として、申請者の<u>登記事項証明書</u>及び信用状況を証するに足りる書類並びに承認を受けようとする製造工場の図面 (配置図及び求積図)、製造工程図、設備概要書及び製品製造歩留りに関する参考書類とする。 (2) 「<u>登記事項証明書</u>」は、申請者が法人の場合に添付させることとし、申請者が個人の場合にあっては、これらの書類に代えて住民票を添付させる。 (3) (省略)	(製造工場の承認申請書の添付書類) 13 - 5 製造工場の承認の申請に際し、承認申請書に添付すべき書類及びその取扱いについては、次による。 (1) 承認申請書に添付すべき書類は、原則として、申請者の<u>登記簿の謄本</u>及び信用状況を証するに足りる書類並びに承認を受けようとする製造工場の図面 (配置図及び求積図)、製造工程図、設備概要書及び製品製造歩留りに関する参考書類とする。 (2) 「<u>登記簿の謄本</u>」は、申請者が法人の場合に添付させることとし、申請者が個人の場合にあっては、これらの書類に代えて住民票を添付させる。 (3) (同左)